解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十月十五日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月十九日

大阪市鶴見区今津中二丁目四番三七号社会福祉法人日本ライトハウス内

社団法人大阪盲人福祉協会

清算人　橋本　照夫

解散公告（第三回）

当公社は、設立団体である能代市議会の議決を経、平成二十二年十月十九日秋田県知事の認可により解散いたしましたので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月十九日

秋田県能代市上町一番三号

能代市土地開発公社

代表清算人　齊藤　滋宣

解散公告（第三回）

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇二条第一項第一号の規定により平成二十二年九月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月十九日

秋田県能代市上町一番三号

財団法人能代市開発公社

清算人　鈴木　一眞

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十二年十一月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月十九日

東京都中央区新川二丁目六番二号

財団法人日本編板技術協会

代表清算人　家後　欣弥

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月二十九日愛媛県知事の解散命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月十九日

愛媛県今治市今治村字百姓町三八六番地五

学校法人池内編物学院

清算人　弁護士　寄井真二郎

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年十二月七日（火）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載された株主をもって、平成二十二年十二月下旬開催予定の臨時株主総会及び当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会において権利を行使することができる株主と定めましたので公告します。

（注）当社は、前記臨時株主総会において、①当社において普通株式とは異なる種類の株式を発行する旨、②当社普通株式に会社法第百八条第一項第七号に規定する全部取得条項を付す旨の定款変更議案等を付議する予定です。前記臨時株主総会において前記①の定款変更が承認されますと当社は種類株式発行会社となりますので、前記②の定款変更については、会社法第百十一条第二項第一号により、株主総会の決議のほか、当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となります。そこで、本公告により、当該種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日を設定することとしております。

平成二十二年十一月十九日

福岡市中央区天神二丁目二番四三号

株式会社福岡スポーツセンター

代表取締役　花田　恭一

配当公告

北海道旭川市宮下通九丁目七六六番地キタノビル

破産者　太陽舗道株式会社

右の者に対する旭川地方裁判所平成二十年（フ）第三九三号破産事件の第三回配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金七五八、一四二、三七八円

一、配当をすることができる金額

金七五、八一四、二三八円

平成二十二年十一月十九日

北海道旭川市一条通一二丁目二〇八二番地の二

破産管財人　八重樫和裕

配当公告

岐阜県郡上市八幡町小野七丁目八番地の一

破産者　株式会社松本土建

右の者に対する岐阜地方裁判所平成十九年（フ）第八七〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三四五、八九一、八五九円

一、配当することのできる金額

金九、〇四四、一一八円

平成二十二年十一月十九日

岐阜市大黒町一丁目一〇番地

破産管財人　吉村　公一

配当公告

岐阜県大垣市船町一丁目一七番地住吉ガーデン五〇二

破産者　内藤機工商会こと　内藤　弘

右の者に対する岐阜地方裁判所大垣支部平成二十一年（フ）第八三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金七三五、四四七、二九八円

一、配当することのできる金額

金七二、九九八、四九七円

平成二十二年十一月十九日

岐阜市司町三八番地岐阜県酒造会館三階

藤法律事務所　破産管財人　藤　良寛

配当公告

愛知県愛知郡東郷町白鳥二丁目四番地の一

破産者　株式会社サントレード

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十一年（フ）第二六三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金四〇二、八二一、〇六四円

一、配当することのできる金額

金八五、〇三七、八四五円

平成二十二年十一月十九日

名古屋市中区丸の内一丁目一七番一九号キリックス丸の内ビル九階

破産管財人　矢崎　信也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道登別市常盤町一丁目一六番地一、最後の住所北海道登別市柏木町二丁目一四番地一四　被相続人　亡　山口　正俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十九日

北海道登別市中央町一丁目三番地五

相続財産管理人司法書士　伊奈　綾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市西区八軒七条東五丁目一番、最後の住所札幌市西区八軒七条東五丁目一番二一―三一〇号

被相続人　亡　戸蒔　鐵雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十一月十九日

札幌市中央区北五条西一一丁目一七番二号

相続財産管理人弁護士　野﨑　正隆

第 26 期 決 算 公 告

平成 22 年 11 月 19 日　東京都千代田区麹町３丁目１番地１

株式会社アイ・エス・エス

代表取締役　関口真由美

貸借対照表の要旨（平成22年８月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	275	流動負債	215
固定資産	221	（賞与引当金）	(5)
		固定負債	206
		（退職給付引当金）	(12)
		株主資本	75
		資本金	99
		資本剰余金	200
		資本準備金	200
		利益剰余金	△223
		利益準備金	3
		その他利益剰余金	△226
		（うち当期純損失）	(19)
資産合計	497	負債・純資産合計	497